

～ 大曲仙北広域市町村圏組合 ケアマネジメントに関する基本方針 ～

- 介護保険制度の理念である「尊厳の保持」と「自立支援」を具現化していくよう配慮すること。

〔 尊厳の保持…高齢者等が自らの意思に基づいた生活を継続できること、本人の自己決定が尊重されること
自立支援…利用者の意思決定を支え、状況に即した身体・精神・社会・経済的な側面から総合的に支援すること〕

- 高齢者の心身の状況や置かれている環境、本人の希望を適切に把握し、介護保険サービスを含め、さまざまなサービス等を調整して個別性の高い自立支援に資するサービスを、総合的・効率的・計画的に提供すること。

【参考】 介護保険法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。